

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間		期間
						1日	1日を超える一定の期間(起算日) 1ヵ月(毎月 日) 1年(月 日)	
下記に該当しない労働者								
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名

印

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者)の選出方法(年 月 日)

使用者 職名
氏名

印

.....労働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)と労働者代表

は労働基準法

第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間				期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
					2週 (月日)	1ヵ月 (月日)	1年 (月日)	
下記 に該当し ない労働 者	・季節的繁忙及び 顧客の需要に 対応するため ・一時的な道路事 情の変化等に よって到着時 刻に遅延が生 ずるため ・事故その他業務 上の必要に対 応するため	自動車 運転者					平成 年 月 日 から1年間	
		荷役 作業員						
		自動車 整備士						
		運行 管理者						
	・毎月の清算事務 のため	経理 事務員						
1年単 位の変形 労働時間 制により 労働する 労働者	・季節的繁忙及び 顧客の需要に 対応するため ・一時的な道路事 情の変化等に よって到着時 刻に遅延が生 ずるため ・事故その他業務 上の必要に対 応するため	自動車 運転者					同上	
		荷役 作業員						
		自動車 整備士						
		運行 管理者						
	・毎月の清算事務 のため	経理 事務員						

2. 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1ヵ月についての最大拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、必要がある場合には次により休日労働を行うことができる。

休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳 以上の者)	労働させることができる休日並びに 始業及び終業の時刻	期間
<ul style="list-style-type: none"> ・季節的繁忙及び顧客の需要に対応するため ・事故その他業務上の必要に対応するため 	自動車運転者		<ul style="list-style-type: none"> ・法定休日のうち、2週間を通じて1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。 	平成 年 月 日 から1年間
	荷役作業員		<ul style="list-style-type: none"> ・法定休日のうち、4週を通じて2回 始業時刻 午前 時 分 終業時刻 午後 時 分 	
	自動車整備士			
	運行管理者			
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の清算業務のため 	経理事務員			

2. 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度を持って前項の休日労働の限度とする。

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 第2条の表における1ヵ月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日は、いずれも平成 年 月 日とする。

2. 本協定の有効期限は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

労働者代表職氏名

印

使用者代表職氏名

印